月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント･情報などを紹介する広報紙です

≪2023. 12 月号≫

発行：〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16
ハローワーク秋田（電話 018-864-4111）

ハローワーク秋田の
各種情報はこちら↓

当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード（問い合わせ先右端の【】内）を押してください。

年収の壁対策として 労働者１人につき最大50万円助成します！

キャリアアップ助成金

〇２０２３年１０月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。
〇労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者１人につき最大５０万円を助成します。
〇支給申請の事務手続きも簡単になりました。

「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

（１）手当等支給メニュー

要件	１人当たり助成額
① 賃金の15%以上を追加支給（社会保険適用促進手当）	１年目 ２０万円
② 賃金の15%以上を追加支給（社会保険適用促進手当）３年目以降、③の取組	２年目 ２０万円
③ 賃金の18%以上を増額	３年目 １０万円

◆社会保険適用促進手当
事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

（２）労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	１人当たり助成額
４時間以上	―	３０万円
３時間以上４時間未満	５％以上	
２時間以上３時間未満	１０％以上	
１時間以上２時間未満	１５％以上	

※　助成額は中小企業の場合。大企業の場合は３／４の額。
※　１年目に（１）の取組による助成（20万円）を受けた後、２年目に（２）の取組による助成（30万円）を受けることが可能。

自社の状況や労働者のニーズを把握しましょう！

企業内の対応(例)

事前準備
★　年末年始などの人手不足の見込みを踏まえ、対象労働者の働き方の希望を把握し、仕事内容や処遇等について話し合う面談を実施。
★　助成金による支援メニューを活用しながら解決策を検討する。
★　併せて社会保険制度の概要や加入のメリットについて、対象労働者に周知。

取組開始
★　対象労働者に社会保険を適用。
★　対象労働者に手当を支給開始、又は労働時間延長・賃上げの取組。

助成金(手続き)

話し合った内容を踏まえて

キャリアアップ計画書の作成・提出

3年目の取組は確定していなくてもかまいません。計画作成時点で、予定している取組を記載してください。

申請と支給の流れ

1回目　取組を６か月継続
２か月の間に申請
審査の上、支給
※手当等支給メニューの場合 最大5回目まで申請
2回目　取組を６か月継続
２か月の間に申請

助成金により、労働者が壁を越える前の働き方に戻らず、社会保険適用後の働き方が定着するよう支援。

次のページに続く

前ページからの続き

対象となる労働者をチェックしましょう！

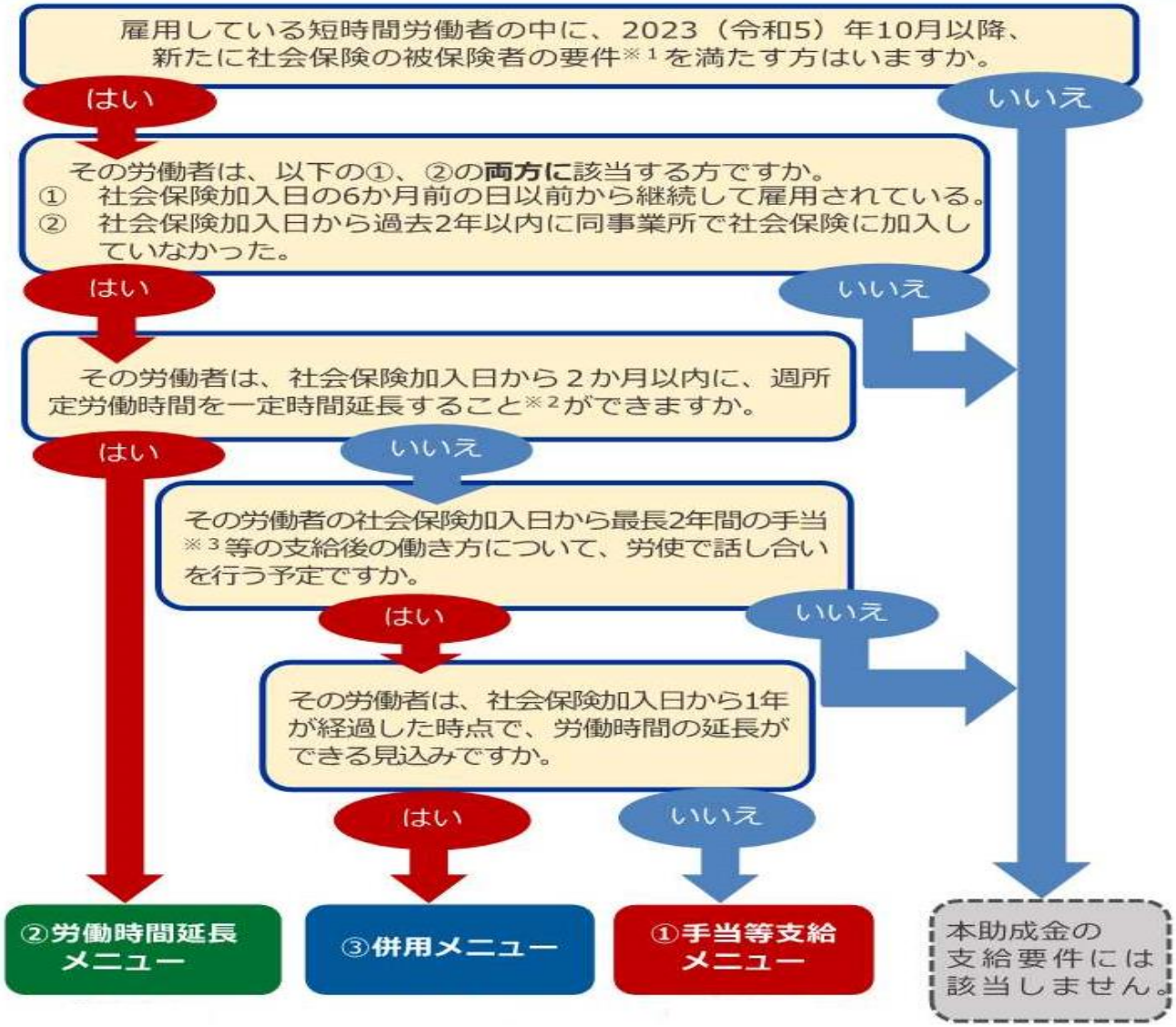

※１　厚生年金保険の被保険者数が常時 101 人以上である事業所の場合は、**週の所定労働時間が 20 時間以上かつ所定内賃金が月額８．８万円以上**で学生ではないこと。100 人以下の事業所の場合は、**週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用されている従業員の４分３以上である者**であること。

※２　週所定労働時間を４時間以上延長、または３時間以上延長するとともに基本給を５％増額改定する等の措置。

※３　社会保険適用促進手当（標準報酬月額が**１０．４万円以下**の者に対して、事業主が支給する場合、最長２年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

最初に行う手続き・問い合わせ先

キャリアアップ計画書を作成したら、事業所の住所を**管轄する労働局**または**ハローワーク**に提出してください。（窓口、郵送、オンライン（※オンラインについては準備中です））

申請様式や事業主の皆様からよくある質問について Q&A を掲載しています。

「キャリアアップ助成金」
厚生労働省 HP

年収の壁突破・総合相談窓口
0120-030-045
（フリーダイヤル・無料）
受付時間　平日　8:30~18:15
（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

「年収の壁・支援強化パッケージ」
厚生労働省 HP

お問い合わせ先	秋田労働局　訓練課 TEL 018-883-0006　・　ハローワーク秋田 企画部門 【３２#】

２０２４年４月からの労働条件明示のルール変更

備えは大丈夫ですか？

「労働基準施行規則」「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が改訂されました。

労働条件明示の制度改正のポイント

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期契約労働者	有期労働契約の締結時と更新時	2. 更新上限の有無と内容 （有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限） ＋更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明すること
	無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 無期転換後の労働条件 ＋無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること

詳しい情報や相談先はこちら

改正事項の詳細を知りたい
厚生労働省ウェブサイト

無期転換の取組事例や参考となる資料がほしい
無期転換ポータルサイト

お問い合わせ先	秋田労働局 監督課 TEL 018-862-6682 秋田労働基準監督署 TEL 018-865-3671	秋田労働局 雇用環境・均等室 TEL 018-862-6684

秋田職業能力開発促進センター内の生産性向上人材育成支援センターでは、

７０歳までの就業機会の確保に向けた従業員教育

を支援しています！！

追加開催決定！

生産性向上支援訓練 ミドルシニアコースのご案内

☆後輩の指導にあたる中堅･ベテラン層の方に最適です！！

☆人事労務担当の方の研修にもご活用ください！！

コース名
効果的な OJT を実施するための指導法

コース NO	０７８－０５５	推奨対象	後輩従業員に効果的な説明・指導を行いたい方
コースの目的	後輩従業員へのノウハウの継承を目指して、中堅・ベテラン従業員がもつ経験や技能を OJT を通じて後輩従業員に伝達するための知識と技能を習得します。		
会　場	ポリテクセンター秋田（潟上市天王）		
日　時	令和６年１月１７日（水）９：３０～１６：３０（６時間）		
実施機関	有限会社ネオリブラ	受　講　料	３，３００円(税込)
定　員	１５名	申込締切	令和５年１２月２２日（金）

生産性向上支援訓練に関するお問い合わせは、

秋田職業能力開発促進センター（ポリテクセンター秋田）
生産性センター業務課　電話０１８－８７３－８０３６
ホームページにて公開中･･･ https://www3.jeed.go.jp/akita/poly/biz/seisan.html

１２月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省では、１２月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

また、厚生労働省では、ハラスメント防止対策の取組の参考としていただけるパンフレットや研修動画などを提供しています。詳しくはポータルサイト「あかるい職場応援団」をご覧ください。

あかるい職場応援団
（https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/）

NOハラスメント

お問い合わせ先	秋田労働局雇用環境・均等室 TEL 018-862-6684

ハローワーク秋田　雇用の動き（令和5年10月）

概況（全数）

有効求人倍率は 1.48 倍と前年同月比同水準となった。

新規求職者数は無業者が2か月ぶりに減少したものの、在職者が2か月ぶりに増加し、また、離職者も2か月ぶりに増加したことから 1,352 人（前年同月比＋5.8%）と2か月ぶりの増加となった。有効求職者数は 5,668 人（前年同月比▲1.3%）で 28 か月連続の減少となった。

求職者の動向としては、無業者は就職に意欲的な高齢者、在職者は収入重視による転職希望の者などが目立つ。離職者では、人手不足に起因した夜勤や残業時間増加等を理由とした者、9月末で契約期間満了のパート労働者が多く見受けられた。

新規求人数は 3,279 人（前年同月比＋5.9%）と2か月ぶりの増加となった。建設業などで求人が減少したものの、運輸業からお歳暮の配達等の大量求人があったことや、大手飲食店で最低賃金改定に伴う賃金設定見直し後の大量求人があったこと、建物サービス業から JR 駅施設の除雪作業員の求人があったこと等が主な増加要因である。有効求人数は 8,409 人（前年同月比▲1.1%）と6か月連続の減少となった。

事業所の慢性的な人手不足解消の一助として、10 月に創設された、パート労働者が「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりを支援するキャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）を積極的に周知することとしている。

■有効求人倍率（全数）の推移

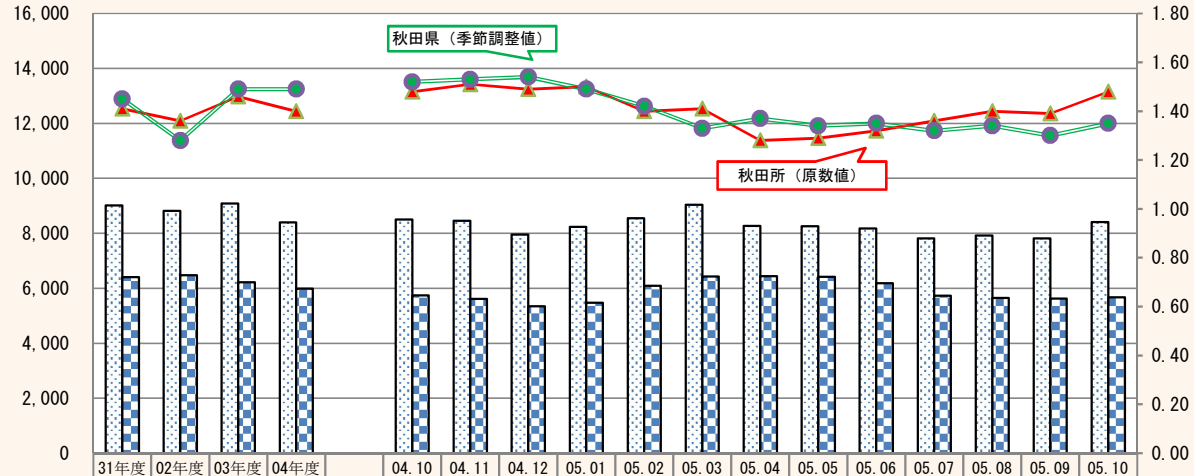

	31年度	02年度	03年度	04年度		04. 10	04. 11	04. 12	05. 01	05. 02	05. 03	05. 04	05. 05	05. 06	05. 07	05. 08	05. 09	05. 10
有効求人数	9,014	8,822	9,080	8,395		8,502	8,451	7,950	8,229	8,552	9,040	8,268	8,260	8,180	7,814	7,919	7,818	8,409
有効求職者数	6,403	6,480	6,217	5,982		5,742	5,610	5,342	5,478	6,092	6,428	6,438	6,416	6,188	5,732	5,651	5,621	5,668
求人倍率（秋田所）	1.41	1.36	1.46	1.40		1.48	1.51	1.49	1.50	1.40	1.41	1.28	1.29	1.32	1.36	1.40	1.39	1.48
求人倍率（秋田県）	1.45	1.28	1.49	1.49		1.52	1.53	1.54	1.49	1.42	1.33	1.37	1.34	1.35	1.32	1.34	1.30	1.35